港　湾　運　送　約　款

菱洋運輸株式会社

港湾運送約款

菱洋運輸株式会社

第１条　当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。

２　この約款の定めていない事項は、法令又は慣習（若しくは関係船会社の海上運送約款）による。

第２条　当社は営業に関して、通知又は催告しようとする場合において、相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を営業所に掲示し、且つ日刊の　　新聞に公告してこれに代える。

２　前項の掲示及び公告した場合において、掲示及び公告した日から２週間を経過したときは、通知又は催告すべき事項は、了知されたものとみなす。

第３条　受託貨物に対する責任は、本船又は陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は船積をした時に終る。

２　当社は、取扱貨物の種類・内容・中品状態・品質・数量・重量・容積・荷印・副荷印・番号及び価格については、その責に任じない。

第４条　委託者が船積又は陸揚を委託しょうとするときは、次に掲げる事項を記載した船積委託書若しくは陸揚委託書又はこれ等に準ずる書類を提出するものとする。

（１）貨物の荷印・番号・個数・荷姿・品名・価格・重量及び容積

（２）仕向港若しくは仕出地及び到着地（国及び港、積換の要あるときは積換港名）

（３）荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先

（４）荷送人の氏名又は商号及び住所

（５）作製年月日、委託者の氏名又は商号及び住所

（６）運賃諸掛金支払方法その他の条件

（７）Ｂ／Ｌ作製枚数その他Ｂ／Ｌに関する指示

（８）その他船積又は陸揚のために必要な事項及び委託者の希望条項又は指図

2　正当でない又は不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。

当社は、委任がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。

第５条　受託貨物を受取る権原を有する事を証する書類と引換でなければ、その引渡をしない。

第６条　受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合のほか当社は、特別の注意又は特別の取扱をしなかったことによって生ずる損害については、その責に任じない。

第７条　爆発・発火・引火・腐蝕・有毒等の危険性又は加害性があって、社会通念上危害を及ぼす虞れのある貨物については、委託者が予めその種類・品名・数量及び特質その他必要な事項を、外部の見易いところに明記し、且つ予め当社にこれを明告した場合のほか当社は、正当な事情があるときは、できる限り委託者に通知をした後、当社の選択に従い競売し若しくは任意に売却し、又は危険を避けるため委託者に予告しないで廃棄その他適宜の処分をすることができる。

この場合貨物に対する当社の一切の責任は、該処分によって終了する。

2　前項の明告がなかった場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物・船舶・財産又は人畜に及ぼした一切の費用罰金及び責任は、故意又は過失の有無に拘らず、委託者が負担しなければならない。

3　当社が第１項の明告を受けて受託した貨物であっても、他の貨物船舶・財産又は人畜に危害を及ぼすようになった場合、又はその虞れがあると認める場合は、当社は第１項の規則に準じてこれを処分することができる。

第８条　重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ予めこれを当社に明告した場合のほか、当該貨物の滅失・毀損その他の損害並びに他の貨物・船舶・財産又は人畜

に及ぼした一切の費用・罰金及び責任は、故意又は過失の有無に拘らず委託者が負担しなければならない。

第９条　紙幣・貨幣・貴金属・宝石類・有価証券・美術骨董品等の高価品に対して受託者は、その中品の品名及び価額を明告した場合のほか、当社はいかなる損害であっても、賠償の責に任じない。

第10条　委託者は、貨物の性質・重量・容積・運送距離等に応じて、運送に耐えるように荷造をし、且つ荷札をつけ又はこれに代わる標示をしなければならない。

2　当社は、荷造が充分でないと認めた貨物であっても、取扱上支障がないと認め且つ委託者が、荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引き受けることがある。

第11条　当社は、必要と認めるときは便宜貨物の荷造を補修し、又は改装することができる。

この場合に、因って生じた一切の費用は、委託者の負担とする。

第12条　貨物の委託者からの引受又は委託者への引渡は、当社所定の荷捌き場において行う。

但し委託者の求め又は当社の必要に応じ、これを変更することがある。

第13条　何れの側からも、書面をもって確認されない口頭・電話・電信による委託若しくはその他の通知の遵守については、当社はこれを担保しない。

第14条　当社は次の場合には、港湾運送の引受を拒否することがある。

（１）申込が、本港湾運送約款によらないものであるとき

（２）委託者から特別の負担を求められたとき

（３）当該港湾運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき

第15条　当社は次の場合には、荷受人の費用をもって貨物を倉庫営業者に寄託することができる。

（１）荷受人を確知し得ないとき

（2）貨物荷渡に関し争いがあるとき
（3）荷受人が貨物の受取を拒んだとき
（4）荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき

第16条　当社は、十分且つ実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつその裁量によって処理し、殊に運送の方法を選択することができる。

第17条　当社は、別段の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。

第18条　当社は、運送賃立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は船積書類の引渡請求に応じないことがある。
この場合損害を生ずることがあっても、当社はその責に任じない。

第19条　当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が当社又はその使用人の故意又は重大な過失に因って、直接に生じた場合に限る。
2　当社が、当社又はその使用人の故意又は重大な過失がなかったことを証明したときは、その責に任じない。
3　前項の証明が、事実上又は条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又はその使用人の故意又は重大な過失を証明するものとする。

第20条　当社は、次の事由によって生じた貨物の滅失・毀損・延着については、損害賠償の責に任じない。
（1）委託者の故意又は過失
（2）天災その他の不可抗力・火災・水害・海難・機雷・強盗・海賊その他一切の人力で抗することのできない事故又は検疫その他法律・命令規則等の執行
（3）戦争・事変・変乱・同盟罷業・同盟怠業・事業場閉鎖・その他これに準ずる事由
（4）貨物の性質又は瑕疵
（5）荷造の不完全・包装の破損・荷印又は荷札の不備
（6）本船荷役用具の不備又はこれに潜在する瑕疵
（7）虫害・鼠害・汚損・熱気・冷気・湿気・臭気・蒸れ・黴・腐

敗・変質・変色・その他類似の事由

（８）自然の消耗又は貨物の性質による発火・爆発・その他他物との接触から生ずる事故

（９）荷役中の降雨・荒天又は高波浪

（10）保険に付せられた危険

第21条　当社の責に帰すべき事由によって貨物に損害を生じたときは、当社は送状に記載された価額又は委託者が申告した価格を限度として損害実額を賠償する。

2　前項の場合において損害額について争いがある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは評価によってその額を決定する。

第22条　当社の責に帰すべき事由によって、生じた貨物の損害賠償の請求をしようとする者は、当社の定める様式によりこれをするものとする。

第23条　当社は異議なく貨物を引き渡した後は、その貨物については如何なる責にも任じない。

第24条　当社は、委託を受けた港湾運送に対して、運輸省に届け出た運賃及び料金を収受し、収受した運賃及び料金の割戻はしない。

第25条　当社は港湾運送の完了の際に、その運賃及び料金を申し受けるものとする。

第26条　第７条第１項の規定により競売又は売却したときは、その代金を競売又は売却に要した費用・運賃料金又は立替金に充当し、なお余剰があるときは、これを委託者に交付し又は供託し、不足額があるときは委託者からその不足額を申し受ける。

2　第７条第１項及び第３項の規定により、廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受ける。

第27条　委託者はこの港湾運送約款を承認し、且つこれに同意したものとする。

この港湾運送約款は、昭和２６年１１月２０日から実施。

○ 標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　平成三十一年 国土交通省告示第三百二十一号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　通則（第三条ー第五条）
第二節　引受け（第六条ー第十五条）
第三節　積付け、積込み又は取卸し（第十六条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十七条ー第二十四条）
第五節　指図（第二十五条・第二十六条）
第六節　事故（第二十七条ー第二十九条）
第七節　運賃及び料金（第三十条ー第三十七条）
第八節　責任（第三十八条ー第五十一条）
第九節　連絡運輸（第五十二条ー第五十九条）
第三章　附帯業務（第六十条ー第六十二条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送を行います。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する一般貨物自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあっては各一日

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

第二節　引受け

（貨物の種類及び性質の確認）

第六条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が通知したことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をします。

4　当店が、第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該運送の申込みが、この運送約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。

五　当該運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（送り状等）

第八条　荷送人は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十条第二項において同じ。）が荷送人である場合であって、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数

二　集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）

三　運送の扱種別

四　運賃、料金（第三十二条に規定する積込料及び取卸料、第三十三条に規定する待機時間料、第六十条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

五　荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六　高価品については、貨物の種類及び価額

七　貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

八　第六十条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

九　運送保険に付することを委託するときは、その旨

十　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　荷送人は、送り状の交付に代えて、運送人の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合においては、荷送人は、送り状を交付したものとみなします。

3　荷送人は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

（高価品及び貴重品）

第九条　この運送約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品

二　美術品及び骨董品

三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。

3　この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の扱種別等不明な場合）

第十条　当店は、荷送人が運送の申込みをするに当たり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかった場合は、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物の運送をします。

（荷造り）

第十一条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

２　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

３　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その運送を引き受けることがあります。

（外装表示）

第十二条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

二　品名

三　個数

四　その他運送の取扱いに必要な事項

２　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）

第十三条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当店において、集貨、持込み又は受取の日時を指定すること。

二　当該貨物の運送につき、付添人を付すること。

（危険品についての特則）

第十四条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その旨を当該貨物の外部の見やすい箇所に明記するとともに、あらかじめ、その旨及び当該貨物の品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な情報を当店に通知しなければなりません。

（連絡運輸又は利用運送）

第十五条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運

送機関を利用して運送することがあります。

第三節　積付け、積込み又は取卸し

（積付け、積込み又は取卸し）

第十六条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

２　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

３　シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十七条　当店は、送り状に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受取り、送り状に記載され、又は通知された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）

第十八条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者

二　船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）

第十九条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。

２　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）

第二十条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め貨物の処分につき指図すべきことを催告することがあります。

2　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに、荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（引渡不能の貨物の寄託）

第二十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用をもって、その貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。

4　当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物について倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで、当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）

第二十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）

第二十三条　当店は、第二十条の規定により荷送人に対して指図すべきことを求めた場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

2　前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十条の催告をしないで競売することがあります。

3　当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

4　当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価の全部又は一部を運賃、料金等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

（引渡不能の貨物の任意売却）

第二十四条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十条第二

項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって、第二十条の手続をとるいとまがないときは、その手続によらず、公正な第三者を立ち会わせて、これを売却することがあります。
2　前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第五節　指図

（貨物の処分権）
第二十五条　荷送人は、当店に対し、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
2　前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
3　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）
第二十六条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。
2　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節　事故

（事故の際の措置）
第二十七条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一　貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。
二　当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
三　相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
2　当店は、前項各号の場合において、指図を待ついとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
3　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品等の処分）
第二十八条　当店は、第十四条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をする

ことができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。
2　前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）
第二十九条　当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。
2　当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第七節　運賃及び料金

（運賃及び料金）
第三十条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。
2　個人を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（運賃、料金等の収受方法）
第三十一条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。
2　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。
3　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。

（積込料又は取卸料）
第三十二条　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

（待機時間料）
第三十三条　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

（延滞料）
第三十四条　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（運賃請求権）
第三十五条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。
２　当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。

（事故等と運賃、料金）
第三十六条　当店は、第二十五条及び第二十七条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときには、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（中止手数料）
第三十七条　当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。
２　前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
一　積合せ貨物の運送にあっては、一運送契約につき五百円
二　貸切り貨物の運送にあっては、使用予定車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は一両につき二千五百円

第八節　責任

（責任の始期）
第三十八条　当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と挙証）

第三十九条　当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（コンテナ貨物の責任）

第四十条　前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。

一　荷送人が貨物を詰めたものであること。

二　コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）

第四十一条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十三条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）

第四十二条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、送り状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（送り状等の記載の不完全等の責任）

第四十三条　当店は、送り状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。

2　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）

第四十四条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

二　当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四　不可抗力による火災
五　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）
第四十五条　高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。
2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
一　運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。
二　当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別消滅事由）
第四十六条　当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。
2　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、適用しません。
3　荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人への貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償の額）
第四十七条　貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。
2　貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における、引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。
3　第三十五条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

4　第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
5　貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十八条　当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によって貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（除斥期間）
第四十九条　当店の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
2　前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することができます。
3　荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（利用運送の際の責任）
第五十条　当店が他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

（賠償に基づく権利取得）
第五十一条　当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

第九節　連絡運輸

（通し送り状等）
第五十二条　連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下この節において「連絡運輸の場合」という。）において、当店が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送についての送り状を交付しなければなりません。

（運賃、料金等の収受）
第五十三条　当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運

送についての運賃、料金等を収受します。
2　当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から収受することを認めることがあります。
3　第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十一条第二項の規定を準用します。

（中間運送人の権利）
第五十四条　連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わって、その権利を行使します。

（責任の原則）
第五十五条　当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。

（運送約款等の適用）
第五十六条　連絡運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であって、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

（引渡期間）
第五十七条　連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。

（損害賠償事務の処理）
第五十八条　連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。

（損害賠償請求権の留保）
第五十九条　連絡運輸の場合における第四十六条第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに対しても行うことができます。

第三章　附帯業務

（附帯業務及び附帯業務料）
第六十条　当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、

保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

2　附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

（品代金の取立て）

第六十一条　品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。

2　当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

（付保）

第六十二条　運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。

2　保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。

標準貨物自動車利用運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十九号）

最終改正：平成三十一年国土交通省告示第三百二十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　利用運送業務等
第一節　利用運送の引受け（第三条―第十五条）
第二節　積付け、積込み又は取卸し（第十六条）
第三節　貨物の受取及び引渡し（第十七条―第二十四条）
第四節　指図（第二十五条・第二十六条）
第五節　事故（第二十七条―第二十九条）
第六節　運賃及び料金（第三十条―第三十五条）
第七節　責任（第三十六条―第四十八条）
第三章　附帯業務等（第四十九条―第五十一条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）を行います。

２　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の経営する貨物利用運送事業は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

２　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　利用運送業務等

第一節　利用運送の引受け

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

２　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（利用運送の順序）

第四条　当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、腐敗又は変質しやすい貨物を運送する場合その他正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含め二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百七十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は、一日とします。

三　集配期間　集貨及び配達をする場合にあっては各一日

２　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがあったときは、これをもって延着とします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第六条　当店は、貨物の利用運送の申込みがあったときは、貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

２　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質につき申込者が告げたことに疑いがあるときは、申込者の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することがあります。

３　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異ならないときは、これにより生じた損害の賠償をします。

４　当店が第二項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したところと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（引受拒絶）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　運送に適する設備を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。
四　当該利用運送に関し、申込者から特別の負担を求められたとき。
五　当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（送り状等）
第八条　荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。
一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数
二　集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあっては、その名称及び電話番号を含む。）
三　運送の扱種別
四　運賃、料金（第三十一条の二に規定する積込料及び取卸料、第三十一条の三に規定する待機時間料、第四十九条第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項
五　荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号
六　高価品については、貨物の種類及び価額
七　貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨
八　第四十九条第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨
九　運送保険に付することを委託するときは、その旨
十　その他その貨物の運送に関し必要な事項
2　荷送人は、送り状の交付に代えて、当店の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該荷送人は、送り状を交付したものとみなします。
3　荷送人は、当店が第一項の送り状の交付を請求しないときは、当店に第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

（高価品及び貴重品）
第九条　この約款において高価品とは、次に掲げるものをいいます。
一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及び各その製品
二　美術品及び骨董品
三　容器及び荷造りを加え一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）
2　前項第三号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとに、これをします。
3　この約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の扱種別等不明の場合）
第十条　当店は、荷送人が利用運送の申込みをするにあたり、運送の扱種別その他その貨物の運送に関し必要な事項を明示しなかったときは、荷送人にとって最も有利と認められるところにより、当該貨物を運送します。

（荷造り）
第十一条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の扱種別等に応じて、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。
2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。
3　当店は、荷造りが十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人が書面により荷造りの不備による損害を負担することを承諾したときは、その利用運送を引き受けることがあります。

（外装表示等）
第十二条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が、必要がないと認めた事項については、この限りでありません。
一　荷送人及び荷受人の氏名又は商号及び住所
二　品名
三　個数
四　その他貨物の取扱いに必要な事項
2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（動物等の運送）
第十三条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の利用運送を引き受けたときは、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。
一　当店において、集貨、持込み又は引取りの日時を指定すること。
二　当該貨物の運送につき、付添人を付すこと。

（危険品の運送）
第十四条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に通知するとともに、その品名、性質その他の当該貨物の安全な運送に必要な事項を送り状に明記し、かつ、これらの事項を当該貨物の外部の見やすい箇所に明示しなければなりません。

（代替運送）
第十五条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送機関による運送を利用してすることがあります。
２　前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

第二節　積付け、積込み又は取卸し
（積付け、積込み又は取卸し）
第十六条　貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
２　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。
３　シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第三節　貨物の受取及び引渡し
（受取及び引渡しの場所）
第十七条　当店は、送り状に記載され、又は通知された集貨先又は発送地において荷送人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、送り状に記載され、又は通知された配達先又は到達地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（管理者等に対する引渡し）
第十八条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。
一　荷受人が引渡先に不在の場合には、その引渡先における同居者、従業員又はこれに準ずる者
二　船舶、寄宿舎、旅館等が引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置権の行使）
第十九条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は品代金等の支払を受けなければ、当該貨物の引渡しをしません。
２　商人である荷送人が、その営業のために当店と締結した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その支払を受けなければ、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の催告）
第二十条　当店は、荷受人を確知することができない場合は、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することがあります。
２　当店は、荷受人が、貨物の受取を拒み、又はその他の理由によりこれを受け取ることができない場合には、遅滞なく、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の受取を催告し、その期間経過の後、さらに荷送人に対し、前項に規定する指図と同じ内容の催告をすることがあります。

（引渡不能の貨物の寄託）
第二十一条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は前条第二項の場合には、荷受人の費用でその貨物を倉庫営業者に寄託することがあります。
２　当店は、前項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
３　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、倉荷証券を作らせたときは、その証券の交付をもって貨物の引渡しに代えることがあります。
４　当店は、第一項の規定により寄託をした貨物の引渡しの請求があった場合において、当該貨物につき、倉荷証券を作らせたときは、運賃、料金等及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで当該倉荷証券を留置することがあります。

（引渡不能の貨物の供託）
第二十二条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十条第二項の場合には、その貨物を供託することがあります。
２　当店は、前項の規定により貨物の供託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不能の貨物の競売）
第二十三条　当店は、第二十条第一項の規定により荷送人に対し催告をした場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。
２　当店は、前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある貨物は、第二十条の催告をしないで競売することがあります。
３　当店は、前二項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。
４　当店は、第一項又は第二項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等並びに催告及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

（引渡不能の貨物の任意売却）
第二十四条　当店は、荷受人を確知することができない場合又は第二十条第二項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって前条第二項の手続きをとるいとまがないときは、その手続きによらず、公正な第三者を立会わせて、これを売却することがあります。
２　前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第四節　指図
（貨物の処分権）
第二十五条　荷送人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。
２　前項に規定する荷送人の権利は、貨物が到達地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡し又はその損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。
３　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）
第二十六条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。
２　前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

第五節　事故
（事故の際の措置）
第二十七条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を催告します。
一　貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。
二　当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
三　相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
２　当店は、前項各号の場合において、指図をまついとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
３　第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品の処分）
第二十八条　当店は、第十四条の規定による通知及び明記をしなかった爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。
２　前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
３　第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）
第二十九条　当店は、貨物の全部滅失に関し証明の請求があったときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。
２　当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があ

ったときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第六節　運賃及び料金

（運賃及び料金）

第三十条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

２　個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる者を対象とするものを除く。）を対象とした運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

（運賃、料金等の収受方法）

第三十一条　当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。

２　前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に対し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。

３　当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から収受することを認めることがあります。

（積込料又は取卸料）

第三十一条の二　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

（待機時間料）

第三十一条の三　当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第四十九条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

（延滞料）

第三十二条　当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかったときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。

（運賃請求権）

第三十三条　当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷が生じたとき又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。

２　当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人が責任を負う事由によって滅失したときは、運賃、料金その他の費用の全額を収受します。

（事故等と運賃、料金）

第三十四条　当店は、第二十五条及び第二十七条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った利用運送の割合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

（中止手数料）

第三十五条　当店は、利用運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人の責任とされるべきでない事由によるときを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、貨物の積込みの行われるべきであった日の前日までに利用運送の中止をしたときは、この限りではありません。

２　前項の中止手数料は、次のとおりとします。

一　積合せ貨物の運送にあっては、一運送契約につき五百円

二　貸切貨物の運送にあっては、使用予定車両が普通車である場合は一両につき三千五百円、小型車である場合は一両につき二千五百円

第七節　責任

（責任の始期）

第三十六条　当店の利用運送についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

（責任と挙証）

第三十七条　当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負いま

す。ただし、当店が、自己又は使用人その他利用運送のために使用した者が貨物の受取、引渡し、保管及び運送について注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（コンテナ貨物の責任）
第三十八条　前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であって当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他利用運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
一　荷送人が貨物を詰めたものであること。
二　コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

（特殊な管理を要する貨物の運送の責任）
第三十九条　当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十三条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

（荷送人の申告等の責任）
第四十条　当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、送り状の記載又は荷送人の申告により運送受託書、貨物発送通知書等に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。

（送り状等の記載不完全等の責任）
第四十一条　当店は、送り状若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であったために生じた損害については、その責任を負いません。
２　前項の場合において、当店が損害を被ったときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

（免責）
第四十二条　当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一　当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二　当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変、強盗
四　不可抗力による火災
五　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七　荷送人又は荷受人の故意又は過失

（高価品に対する特則）
第四十三条　高価品については、荷送人が申込みをするにあたり、その種類及び価額を通知しなければ、当店はその滅失、損傷又は延着についての損害賠償の責任を負いません。
２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
一　運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。
二　当店の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

（責任の特別消滅事由）
第四十四条　当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に対してその通知を発したときは、この限りではありません。
２　前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたときは、これを適用しません。
３　荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店が行う場合において、当該貨物の利用運送に係る荷受人が貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があった旨の通知を発したときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

（損害賠償額）
第四十五条　貨物に全部滅失があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における貨物の価額によって、これを定めます。
２　貨物に一部滅失又は損傷があった場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかったときの貨物の価額との差額によってこれを定めます。
３　第三十三条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運

賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
4　第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
5　貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。

第四十六条　当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大なる過失により貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、一切の損害を賠償します。

（除斥期間）
第四十七条　当店の責任は、貨物の引渡しがされた日（貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがされるべき日）から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
2　前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができます。
3　荷送人が第三者から委託を受けた利用運送の一部又は全部を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

（賠償に基づく権利取得）
第四十八条　当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に関する一切の権利を取得します。

第三章　附帯業務等

（附帯業務等及び附帯業務料）
第四十九条　当店は、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て、立替え、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の通常貨物利用運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）等を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。
2　附帯業務等については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

（品代金の取立て）
第五十条　品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに応じます。
2　当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を発送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となった場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。

（付保）
第五十一条　利用運送の申込みに際し、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受けます。
2　保険料率その他運送保険に関する事項は、店頭に掲示します。

○標準倉庫寄託約款（乙）

（昭和３４年１２月１４日　港倉第１８１号）
改正　昭和５６年３月４日　港倉第１１号

目次

第１章　総則（第１条～第６条）
第２章　寄託の引受及び受寄物の入庫（第７条～第１２条）
第３章　証書及び通帳（第１３条）
第４章　受寄物の保管（第１４条～第２０条）
第５章　受寄物の出庫（第２１条～第２４条）
第６章　引取のない受寄物の処置（第２５条～第２８条）
第７章　受寄物の損害保険（第２９条～第３３条）
第８章　受寄物の損害賠償（第３４条～第４３条）
第９章　保管料、荷役料、手数料等（第４４条～第４７条）
特約条項（第１条～第１０条）

倉庫寄託約款

第１章　総則

（本約款の適用）

第１条　当会社の締結する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。

２　この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。

（営業時間及び休業日）

第２条　当会社の営業時間は、午前＿＿時から午後＿＿時までとする。

２　当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地慣行の休日とする。

３　前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することがある。

（庫入、庫出その他の作業）

第３条　貨物の庫入及び庫出その他の作業は、すべて当会社が行なう。ただし、当会社が特に承認したときは、この限りでない。

（書面による意思表示）

第４条　当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。

（通知、催告）

第５条　寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなけ

ればならない。

2　当会社の寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができないとき又はその所在を知ることができないときは、民法第９７条の２に定める方法により行なうことができる。

（業務上受領する金銭の利息）

第６条　当会社は、業務上受け取つた金銭に対しては、利息を付けない。

第２章　寄託の引受及び受寄物の入庫

（寄託引受の制限）

第７条　当会社は、次の場合には、寄託の引受をしないことができる。

（１）当該寄託の申込がこの約款によらないとき。

（２）当該貨物が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他保管に適しない貨物と認められるとき。

（３）当該貨物の保管に適する設備がないとき。

（４）当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。

（５）当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。

（６）その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第８条　寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書を提出しなければならない。

（１）貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号

（２）寄託者の住所及び氏名又は名称

（３）保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨

（４）貨物の寄託申込当時の価額

（５）貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨

（６）その他必要な事項

2　当会社が寄託申込前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。

3　当会社は、寄託者が寄託申込書を提出しないため、寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（寄託価額）

第９条　受寄物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額を当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡を受けた後遅滞なく相当と認められる額をその価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。

（貨物の引渡）

第１０条　当会社が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。

２　当会社は、貨物の引渡を受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。

（寄託引渡の取消及び寄託契約の解除）

第１１条　当会社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。

（１）第７条各号の一に該当することが明らかになつたとき。

（２）前条第１項による貨物の引渡がなされなかつたとき。

（３）当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなつたとき。

（４）寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。

２　寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。

３　当会社は、第１項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。

４　当会社は、第２項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

（受寄物の検査）

第１２条　当会社は、入庫に当り又は受寄の後に、寄託者の承諾を得て、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。ただし、承諾を求めるいとまのないときは、この限りでない。

第３章　証書及び通帳

（証書又は通帳の交付）

第１３条　当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があつたときは、貨物保管証書（以下「証書」という。）又は保管貨物通帳（以下「通帳」という。）を交付することがある。

２　前項の証書及び通帳は、譲渡したり又は担保に供することができない。

第４章　受寄物の保管

（保管方法）

第１４条　当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。

２　当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

（再寄託）

第１５条　当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。

（混合保管）

第１６条　当会社は、関係寄託者の承諾を得て、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管地における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。

２　当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るものと同一数量のものを返還することができる。

３　前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。

（保管期間）

第１７条　受寄物の保管期間は、３カ月とし、受寄物を入庫した日から起算する。

２　前項の保管期間は、当会社の承認を得て更新することができる。この場合において、寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。

３　第１項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。

（寄託価額の変更）

第１８条　寄託者は、寄託物の価格に著しい変動があつたときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証書又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。

２　当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至つたときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。

（保管不適貨物の処置）

第１９条　当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相当の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならない。

（１）受寄物が保管に適しなくなつたと認められるとき。

（２）受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を与えるおそれがあるとき。

（３）その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。

２　寄託者が当会社の定めた期間内に前項の催告に応じないとき又は催告をするいとまがないときは、当会社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。

３　前二項の処置によつて生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。

（見本の摘出、寄託物の点検、保存）

第２０条　寄託者が見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託を証する書類を当会社に提出しなければならない。

2　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造をき損し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、必要な書類にその旨を記載する。
3　見本の摘出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であつても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。

第５章　受寄物の出庫

（出庫手続）
第２１条　証書により寄託物を出庫しようとする者は、証書に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。
2　証書の発行されていない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当会社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。
3　当会社は、寄託者が寄託物を第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に関し、その第三者と前二項の規定と異なる特約をすることができる。

（出庫の拒絶）
第２２条　当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことによる損害については、当会社は、その責任を負わない。
2　前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。

（一部の出庫の拒絶）
第２３条　当会社が必要と認めたときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。

（出庫手続済寄託物の引取と出庫書類の流通禁止）
第２４条　寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。
2　当会社の出庫指図書、出庫伝票、出庫依頼書その他の出庫に関する書類は、譲渡したり又は担保に供することができない。

第６章　引取のない受寄物の処置

（引取の請求）
第２５条　当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取を請求することができる。
2　前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。

（供託）
第２６条　寄託者が寄託物を受け取ることを拒み若しくは受け取ることができないとき又は当会社の過失なくして寄託者を確知することができないときは、当会社は、その受寄物を供託することがで

きる。

2　前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りでない。

（競売）

第２７条　当会社は、前条第１項の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を民事執行法に定める手続により競売することができる。

2　前項の規定により受寄物を競売したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を確知できないときは、この限りではない。

（任意売却）

第２８条　当会社は、第２６条第１項の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、次の事由が発生したときは、競売に代えて寄託者の危険及び費用で任意に受寄物を売却することができる。この場合には、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。

（１）受寄物の価格が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。

（２）受寄物が損敗するおそれがあるとき。

2　当会社は、前項により任意売却した受寄物の代価から保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払う。

第７章　受寄物の損害保険

（火災保険の付保）

第２９条　当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のために受寄物を当会社が適当とする保険者の火災保険に付ける。ただし、他の倉庫業者に再寄託した受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者がその適当とする保険者の火災保険に付けるものとする。

2　受寄物の火災保険に関する事項は、すべて当会社（再寄託をした受寄物については、その再寄託を受けた倉庫業者をいう。以下第３１条まで同じ。）と保険者との特約による。

3　当会社は、寄託者に告知しないで、保険者を変更することができる。

（火災保険金額及び一部出庫による減額）

第３０条　当会社が前条第１項により受寄物について締結する火災保険契約の保険金額は、受寄物の寄託価額とする。

2　火災保険に付けた受寄物の一部を出庫したときは、その割合に応じて保険金額を減額する。

（損害てん補額の決定）

第３１条　寄託者は、寄託物がり災した場合に、り災当時の価格及び損害の程度並びに損害てん補額を保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当会社の承認を得なければならない。

2　前項の決定をするにあたつて、寄託者に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当会社は、

保険者と協議決定することができる。

（火災保険金の支払手続）

第３２条　寄託者は、当会社を経由して火災保険金の支払を受けなければならない。

（告知義務違反等による損害の負担）

第３３条　寄託者が火災保険契約の効力に関して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによつて生じた損害は、寄託者の負担とする。

第８章　受寄物の損害賠償

（責任の始期及び終期）

第３４条　当会社の受寄物に関する責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。

２　当会社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であつても、その保管の責任を負わない。

（賠償事由及び挙証責任）

第３５条　寄託者に対して当会社が賠償の責任を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。

２　前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じたものであることを証明しなければならない。

（再寄託物の責任）

第３６条　当会社は、第１５条により他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によつて、その受寄物に関して責任を負う。

（免責事項）

第３７条　次の損害については、当会社は、その責任を負わない。

（１）地震、津浪、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、そ害、虫害、貨物の性質若しくは欠かん、荷造の不完全、徴発、防疫その他抗拒又は回避することのできない災厄、事故、命令、処置又は保全行為によつて直接と間接とを問わず生じた損害

（２）第３１条の規定により決定された損害てん補額こえる火災による損害及び寄託者の申出によって火災保険に付けなかった受寄物の火災による損害

（３）寄託者に対して行う引取の請求に定めた期限後において当該受寄物について生じた損害

（賠償額の算定）

第３８条　受寄物の滅失又は損傷による損害に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生の時期が不明であるときは、発見当時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程

度に応じて算定する。

（損害受寄物に関する権利の取得）

第３９条　当会社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払つたときは、当会社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。

（引渡による責任の消滅）

第４０条　当会社は、寄託者が留保しないで寄託物を受け取つた後は、その貨物の損害について責任を負わない。

（寄託者の賠償責任）

第４１条　寄託者は、第８条第３項の場合当会社に与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠かんにより生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。

（引取遅延による損害）

第４２条　寄託者が第１１条第２項により引き取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、寄託者は、その損害を賠償しなければならない。

（違約金）

第４３条　当会社が寄託の申込を承諾した後に寄託申込者が約定の日に貨物を引き渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡のあつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害金を支払わなければならない。

第９章　保管料、荷役料、手数料等

（料金の支払）

第４４条　寄託者は、当会社が運輸大臣に届け出た倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当会社の定めた日までに支払わなければならない。

２　寄託者は、証書若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が運輸大臣に届け出た手数料を支払わなければならない。

（延滞金）

第４５条　寄託者は、当会社が定めた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払のあつた日までの日歩４銭の延滞金を支払わなければならない。

（料金の変更）

第４６条　当会社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。

（滅失受寄物の料金の負担）

第４７条　当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。

特約条項

当会社は、保税を目的とする倉庫に保管される受寄物についての寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約に関しては、次の条項及び関税法の規定によるほか、倉庫寄託約款を適用する。

（寄託に関する提出書類）

第１条　寄託者は、外国貨物の寄託申込書には、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。

（入庫、見本の摘出、内容の点検、出庫等）

第２条　寄託者は、次の各号にかかげる場合には、税関長の承認書又は許可書を当会社に提出しなければならない。

（１）保税倉庫に外国貨物を入庫するとき。

（２）外国貨物の見本の摘出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。

（３）外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。

（４）日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関執務時間外において外国貨物の取扱を要するとき。

２　前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。

３　前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要な手続は、寄託者において行なうものとする。

（保管期間）

第３条　当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間が法定蔵置期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。

（輸入手続完了後の受寄物）

第４条　寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。

２　当会社は、前項により引取がなされないときは、寄託者の費用で受寄物を保税を目的としない倉庫に倉移しをすることができる。

３　当会社は、第１項により引取がなされないときは、寄託者に通知して受寄物の寄託価額を変更することができる。

（収容貨物の料金）

第５条　寄託者は、寄託物が収容されたときは、当該寄託物に関する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。

（収容貨物の公売等）

第６条　収容された受寄物が公売又は随意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。

２　前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の全額の請求をすることをさまたげない。

（収容解除手続）

第７条　寄託者は、収容貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。

（関税の提供）

第８条　寄託物が亡失し、又は滅却されても関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に対する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。

（延滞金）

第９条　寄託者が前条に規定する提供を怠つた場合において、当会社が寄託者の負担すべき関税を納付したときは、納付の日から日歩４銭の利息を請求する。

（免責事項）

第１０条　当会社は、次の損害については、責任を負わない。

（１）税関が行なう検査、収容その他の措置により受寄物に関し生じた損害

（２）税関の収容後、公売その他諸手続により寄託者の受けることのある損害

標準内航利用運送約款（平成十八年国土交通省告示第三百十六号）

最終改正：平成三十一年国土交通省告示第三百二十号

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　運送の引受け（第四条―第二十条）
第三章　運賃等（第二十一条―第二十二条）
第四章　責任（第二十三条―第二十七条）
第五章　附帯業務等（第二十八条―第三十条）
第六章　雑則（第三十一条―第三十六条）

第一章　総則

（事業の種類等）

第一条　当社は、船舶運航事業者（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業（同法第四十四条の規定により同法が準用される船舶運航の事業を含む。）を経営する者をいう。）が行う貨物の国内運送又は当該運送を利用して貨物利用運送事業者が行う貨物の国内運送に係る次の貨物利用運送事業を行う。

一　第一種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に規定する事業をいう。）

二　第二種貨物利用運送事業（同法同条第八項に規定する事業をいう。）

2　当社は、前項の事業に附帯する業務を行う。

（定義）

第二条　この約款において「荷主」とは、荷送人又は荷受人をいう。

2　この約款において「荷送人」とは、貨物について当社と運送契約を締結する者をいう。

3　この約款において「荷送人等」とは、荷送人又は荷送人が指示する者をいう。

4　この約款において「荷受人」とは、荷送人により貨物を受け取るべき者として指定される者で、次に掲げるものをいう。

一　船荷証券又は複合運送証券が発行されている場合においては、当該有価証券上適当な指図を受け、かつ、これを所持する者

二　前号の有価証券が発行されていない場合においては、書面又は口頭の如何を問わず、荷送人が当社に対して引渡を指示する者

5　この約款において「運送人等」とは、当社がその運送のために使用する船舶運航事業者及びその使用人（船員、下請人及び荷役業者を含む。）、貨物自動車運送事業者及びその使用人並びに貨物利用運送事業者及びその使用人をいう。

6　この約款において「船員等」とは、運送人等のうち船舶運航事業者の使用人（船員、下請人及び荷役業者を含む。）をいう。

（適用範囲）

第三条　この約款は、当社が第一条の規定に基づき行う業務に適用する。

2　この約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習による。

3　前二項の規定にかかわらず、当社が法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約による。

第二章　運送の引受け

（運送の引受け）

第四条　当社は、当社がその運送のために利用する船舶運航事業者の使用船舶（以下「使用船舶」という。）の輸送能力の範囲内において、貨物の運送契約の申込みに応じる。

2　当社は、荷送人等から通知された場所において、又は当社が指定する場所及び時間内に荷送人等から貨物を受け取り、荷送人等から通知された場所において、又は当社が指定する場所及び時間内に荷受人に対し当該貨物を引き渡す。ただし、当社と荷主との間で特に合意がある場合においては、当社は、当該合意に従う。

3　当社は、荷送人等から通知された場所において、又は当社の指定する場所及び時間内に当社への貨物の引渡が行われない場合においては、予定した船便に当該貨物を船積みすることに関する責めに任じない。

4　当社は、第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においては、運送契約の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。

一　当社が第十四条の規定による措置をとった場合

二　貨物が次のいずれかに該当する場合

イ　臭気を発するもの、不潔なものその他運送人等又は荷主の指示により使用船舶に乗船し、若しくは自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定にする車両をいう。以下同じ。）に乗車する者（以下「便乗者」という。）に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

ロ　白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品

ハ　銃砲、刀剣その他使用することにより、船員その他の使用人（以下「船員等」という。）若しくは便乗者又は他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

ニ　爆発物、放射性物質その他船員等若しくは便乗者又は他の物品若しくは使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

ホ　生動物

ヘ　個人情報に関するもの

ト　その他運送に不適当と認められるもの

三　荷送人等又は荷受人が法令若しくはこの約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

四　運送契約の申込みがこの約款と異なる運送条件によるものである場合

五　当該運送に関し、荷送人から特別な負担を求められた場合

六　ロールオン・ロールオフ船又は旅客フェリー（以下「ロールオン・ロールオフ船等」という。）を使用する自動車航送において、自動車が次のいずれかに該当するものである場合

イ　法令の規定に違反して運行されるもの

ロ　その積載貨物の積載方法が運送に不適当と認められるもの

ハ　車高が低い等取扱い上不適切な構造を有すると認められるもの

ニ　船積固縛するに当たって不適切な構造を有すると認められるもの

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼし、又は運送人等若しくは便乗者に迷惑を及ぼすおそれがあるもの

七　その他正当な事由がある場合

（貨物の内容の申告等）

第五条　荷送人は、貨物の種類、数量、状態、価額、電源接続等特別な取扱い、貨物の受取場所及び引渡場所等の貨物の明細に関する事項のうち当社が運送のために必要とする事項並びに荷送人及び荷受人の氏名又は名称を契約締結前に当社に書面により通知しなければならない。ただし、荷送人は、当社の承諾を得た場合は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該荷送人は、当該書面を通知したものとみなす。

2　荷送人は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当するものであるときは、あらかじめその旨（同号イ、ハ又はニに掲げるもの（以下「危険品等」という。）であるときは、その旨及び当該危険品等の品名、性質その他安全な運送に必要な情報）を通知しなければならない。

3　荷送人は、前二項の規定により通知した事項が事実と異ならないことを保証することとする。荷主は、荷送人が当該事項を通知しなかったこと又は通知した事項が事実と異なることにより当社に発生する費用若しくは罰金の負担の責め又は賠償の責めに任ずることとする。

4　当社は、荷送人が第一項及び第二項の規定に反し、荷送人が当該事項を通知しなかったこと又は通知した当該事項が事実と異なることから発生する貨物の損害について、賠償の責めに任じない。

5　当社は、第一項及び第二項の規定により荷送人が通知した事項について、内容を調査する義務を負わない。

6　当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する貨物の運送の申込みに応じる場合において

は、荷送人に対し、その負担において、当該貨物につき便乗者の添乗、損害保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることができる。

7　当社は、貨物が前条第四項第二号のいずれかに該当する疑いがある場合においては、荷主又は第三者の立会いのもとに、当該貨物の内容を点検することができる。

8　荷送人は、当社の書面による承諾を得なければ、危険品等を積載することができない。

9　荷送人は、危険品等が運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。荷主は、危険品等が当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任ずることとする。

10　荷送人が、当社の書面による承諾を得ずに、危険品等の船積み又は自動車への積込みを行った場合において、危険品等が発見されたときは、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、損傷等の損害について賠償の責めに任じない。

11　当社の承諾を得て船積み又は自動車への積込みを行った危険品等であっても、当社又は運送人等の悪意又は過失によらない事由により、運送人等、便乗者、輸送機器若しくは使用船舶に危害を及ぼした場合又はそのおそれがある場合においては、当社は、直ちに当該危険品等の荷揚げ、破棄、投棄その他の適切な処分を荷送人の負担において行うことができる。この場合において、貨物に対する当社の責任は、第二十三条第二項の規定にかかわらず、当該危険品等の処分によって終了し、当社は、滅失、損傷等の損害について賠償の責めに任じない。

（車両及びコンテナの重量）

第六条　ロールオン・ロールオフ船等を使用する自動車航送において、自動車の車両総重量は、道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量を超えてはならない。

2　貨物が積載されたコンテナの重量は、船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第五十六条の四第一項の規定に基づき指定された最大総質量を超えてはならない。

3　荷主は、前二項の規定に違反したことによって運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に損害を与えた場合においては、賠償の責めに任ずることとする。

（車両の構造）

第七条　荷送人等は、ロールオン・ロールオフ船等を使用する自動車航送において、自動車が船積固縛するのに適切な構造を有するものであり、かつ、船員等、便乗者、他の物品及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。自動車が船積固縛するのに不適切な構造を有していたために当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、荷主は、賠償の責めに任ずることとする。

（貨物の甲板積み）

第八条　当社は、コンテナに積載された貨物については、荷主が特段の指示をしない限り、荷主に通告することなく、甲板積みすることができる。

2　当社は、コンテナに積載されていない貨物については、荷主の同意がある場合又は甲板積みで運送することが一般の慣習である場合に限り、甲板積みすることができる。

3　前二項の場合において、当社は、甲板積みされた貨物の滅失又は損傷による損害については、当社又は当社がその運送のために利用する船舶運航事業者に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任ずる。

（生動物）

第九条　当社は、生動物の運送を引き受けた場合においては、生動物の管理に関して生じた損害については、当社又は運送人等に悪意又は過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任ずる。生動物の死傷に関しても、同様とする。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、第二十三条第五項ただし書の規定に従う。

（違法船積品等）

第十条　当社は、禁制品、輸移出若しくは輸移入を禁止されている物品又は契約によらないで船積みされた貨物が発見された場合においては、直ちに当該貨物を荷揚げすることができる。

（輸送機器）

第十一条　輸送機器は、貨物の一部とみなす。

2　当社が所有又は使用する輸送機器を荷送人等又は荷受人に貸し出す場合において、当社と荷送人等が立ち会って当該輸送機器の点検を行った結果異状が認められないときは、当社は、当該輸送機器によって貨物に発生した損害について、賠償の責めに任じない。

3　荷送人等、荷受人又は第三者の悪意又は過失により、荷送人等又は荷受人に貸し出された輸送機器に損害が生じた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

4　荷受人は、貨物の受領後あらかじめ定められた期間内に当社の指定する場所に当社から貸し出された輸送機器を返却することとする。荷受人が当該期間内に当該輸送機器の返却ができない場合においては、当社は、荷主に対し、期間超過分に対する費用を請求することができる。

5　荷送人等が自ら所有し、又は当社以外の者から借り入れた輸送機器を使用する場合においては、当社は、当該輸送機器の瑕疵によって生じた貨物の損害について、賠償の責めに任じない。

6　前項の場合において、輸送機器の操作等に特別な取扱いを伴うときは、荷送人は、当社に対し、あらかじめ取扱方法を通知しなければならない。この場合において、当社は、当該取扱方法によっては、運送契約の申込みを拒否することができる。

（冷凍機器）

第十二条　当社は、荷主の要求により、冷凍機器（貨物を冷却する一切の機器をいう。以下同じ。）の電源接続を行う場合を除き、冷凍機器について特別な取扱いをしない。

2　当社は、冷凍機器に保管される貨物の滅失又は損傷による損害については、当社又は運送人等に悪意若しくは過失がないことを証明できない場合においては、賠償の責めに任ずる。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、第二十三条第五項ただし書の規定に従う。

（荷造等）

第十三条　荷送人等は、貨物の荷造、固縛又は梱包（以下「荷造等」という。）の不備により、当社、運送人等、便乗者、他の物品、輸送機器及び使用船舶に危害を及ぼさないことを保証することとする。貨物の荷造等の不備により当社又は運送人等に損害を与えた場合においては、荷送人等は、賠償の責めに任ずることとする。

2　当社は、いつでも、荷造等の点検をすることができる。当社が必要と認める場合においては、荷送人等又は荷受人の承諾を得て、貨物の荷造等を補修又は改装することができる。この場合において、荷送人等又は荷受人が補修又は改装を承諾しないときは、当社は、当該貨物の運送の申込みを拒否し、又は既に締結した運送契約を解除することができる。

3　前項の補修又は改装に係る費用は、荷主の負担とする。

（船便の利用の中止等）

第十四条　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、予定した船便の利用の中止、使用船舶、発着日時、航路、寄港地、船積港若しくは陸揚港の変更又は貨物の種類等の制限の措置をとることができる。

一　気象又は海象が使用船舶の航行に危険を及ぼす場合

二　天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合

三　災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合

四　運送人等の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

五　船員等又は便乗者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある場合

六　使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合

七　官公署の命令又は要求があった場合

八　海上における人命又は財産の救助行為を行った場合

九　前各号に掲げる事由のおそれがある場合

十　その他正当な事由がある場合

（陸揚港以外の場所における荷揚げ又は積戻し）

第十五条　当社は、天災等の正当な事由がある場合においては、貨物を最寄港その他の港若しくは場所に荷揚げし、又は船積港に積み戻すことができる。

2　当社は、陸揚港以外の場所において荷揚げした貨物については、荷主の指図を待つ時間がない場合、当社の定めた期間内に荷主の指図がない場合その他の正当な事由がある場合においては、荷主の利益のために、当社が選定する運送方法及び条件により、陸揚港への転送、船積港への積戻しその他の適切な措置をとることができる。

（代替輸送）

第十六条　予定した船便が利用できない場合であって、荷主の指図を待つ時間がないとき、当社の定めた期間内に荷主の指図がないときその他の正当な事由があるときにおいては、当社は、荷主の利益のために、当社が選定する運送方法及び条件により、適切な代替措置をとることができる。

（運送方法と経路）

第十七条　前三条に規定する措置のほか、運送の引受に関する本章の他の規定に合致する範囲において、当社は、貨物の集配、受取、引渡、保管、運送方法、運送経路又は積替に関して、選択の自由を留保する。

（引渡の特例）

第十八条　荷受人が遅滞なく貨物を受け取らない場合において生じた費用は、荷主の負担とする。

2　当社は、第四条第二項の規定にかかわらず、天災等の正当な事由がある場合においては、あらかじめ荷送人等から通知された場所、又は当社が引渡について指定した場所又は時間以外の場所又は時間において、貨物を引き渡すことができる。

3　前項の場合において生じた費用は、荷主の負担とする。

（荷送人に対する指図の催告）

第十九条　当社は、荷受人を確知することができない場合には、遅滞なく荷送人に対し相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図することを催告することができる。

2　当社は、荷受人が貨物を受け取らない場合には、遅滞なく荷受人に対し相当の期間を定めその貨物の受取を催告し、その期間経過後、荷送人に対し前項の規定と同様の催告をすることができる。

（引渡不能貨物の寄託と通知）

第二十条　当社は、当社の責めに任じない事由により、貨物の引渡をすることができない場合は、荷主の負担により貨物を倉庫営業者に寄託することができる。

2　当社は、前項の規定により貨物を寄託した場合は、遅滞なくその旨を荷主に通知する。

3　当社は、第一項の規定により貨物を寄託した場合において、倉荷証券の発行があったときは、その証券の交付により貨物の引渡に代えることができ、第一項の費用の弁済を受けるまで倉荷証券を留置することができる。

第三章　運賃等

（運賃等）

第二十一条　荷主は、貨物の種類、数量、状態、輸送機器、電源接続等特別な取扱いの有無等の区別に従って、所定の運賃及び附帯の費用を当社に支払うこととする。運賃には、特約がない限り、船積み、陸揚げに要する費用を含み、輸送機器への貨物の積卸しに要する費用を含まない。

2　荷主は、当社が貨物を荷受人に引き渡すまでに、運賃、附帯の費用、立替金、滞船料及び貨物の価格に応じ共同海損又は救助のために負担すべき金額（以下「運賃等」という。）を支払わなければならない。

3　当社と荷主の間にあらかじめ運賃等の支払いに関する合意がある場合には、当該合意による。

4　当社は、貨物の全部又は一部が不可抗力により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じた場合又は当社若しくは運送人等（船員等を除く。）の悪意若しくは過失若しくは船員等の悪意若しくは重大な過失によって滅失した場合は、荷主に当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃を請求しない。当社が既に当該貨物に係る運賃の全部又は一部を収受している場合においては、荷主に当該運賃を返還する。

5　当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは瑕疵又は荷送人等若しくは荷受人の悪意若しくは過失による事由によって滅失した場合においては、運賃の全額を収受する。

6　当社は、運賃等の支払いを受けるため貨物を競売することができる。この場合において、不足額があるときは、当社は、荷主に対してこれを請求することができる。

7　前項の競売に要する費用は、荷主の負担とする。

（留置権）

第二十二条　当社は、運賃等の支払日が経過したにもかかわらず、当該運賃等が支払われない場合においては、当該運賃等を全額収受するまでの間、当該運賃等に係る貨物を荷主の費用により留置することができる。

第四章　責任

（当社の責任）

第二十三条　当社の貨物の滅失、損傷又は延着に対する責任は、当社が貨物を受け取ったときに始まる。

2　当社の責任は、荷受人が異議をとどめないで貨物を受け取ったときに消滅する。ただし、貨物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合において荷受人が引渡日より二週間以内に当社に対してその通知を発したときは、この限りでない。

3　前項の規定は、貨物の引渡の当時、当社又は運送人等が貨物に損傷又は一部滅失があることを知っていたときは、適用しない。

4　荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送の一部又は全部を当社が行う場合において、当該利用運送に係る荷受人が貨物の引渡の日から二週間以内に、荷送人に対して、貨物に直ちに発見することのできない一部滅失又は損傷があった旨の通知を発したときは、荷送人に対する当社の責任に係る第二項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

5　他に規定のある場合を除き、当社は、貨物の滅失、損傷又は延着の損害について当社又は運送人等に悪意又は過失がないことを証明できない場合は、賠償の責めに任ずる。ただし、発航後における航行又は使用船舶の取扱いにより生じた損害については、当社又は当社がその運送のために利用する船舶運航事業者に悪意若しくは過失又は船員等に悪意若しくは重大な過失がないことを証明できない場合は、賠償の責めに任ずる。

6　前項の規定にかかわらず、当社は、第四条第四項第二号ロに掲げる貨物（次項において「高価品」という。）の滅失、損傷又は延着の損害については、第五条第二項に基づく書面による通知がないときは、賠償の責めに任じない。

7　前項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

一　運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当社が知っていた場合

二　当社又は運送人等の故意又は重大な過失によって高価品の滅失、損傷又は延着が生じた場合

8　貨物の滅失又は損傷の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、あらかじめ荷送人等から通知された場所、又は当社が当該貨物の引渡について指定した場所及び時間における価額によってこれを定める。

9　前項の場合において、あらかじめ荷送人等から通知された場所、又は当社が当該貨物の引渡について指定した場所及び時間における価額が明確でない場合においては、当該価額は、第五条第一項の規定により荷送人が通知した価額であるものと推定する。

10　貨物の滅失又は損傷のため荷主が支払うことを要しない運賃等は、前二項の賠償額から控除する。

11　貨物の延着の損害について当社が賠償責任を負う場合においては、当該賠償額は、運賃等の総額を限度とする。

12　当社は、前四項の規定にかかわらず、当社又は運送人等の悪意又は重大な過失によって貨物が滅失、損傷又は延着した場合においては、一切の損害の賠償の責めに任ずる。

（荷送人等が輸送機器に詰めた貨物）

第二十四条　当社が受け取った貨物が荷送人等によって輸送機器にその中身が詰められたものである場合には、当社又は運送人等に悪意又は過失がない限り、中身の状態及び明細について、当社は一切の責めに任じない。

2　荷送人等は、輸送機器の中身の積付け並びにその閉扉及び封印が確実で適切であること並びに輸送機器及びその中身がこの約款の条項に従った取扱い及び運送に適していることを保証するものとする。

3　前項の場合において、荷送人等が保証した事項が事実と異なる場合には、当社は、当該違反から生じる貨物の滅失、損傷等に対して賠償の責めに任じない。

（荷主等の賠償責任）

第二十五条　この約款に規定するもののほか、荷送人等又は荷受人が、その悪意若しくは過失により、又は法令若しくはこの約款を守らなかったことにより当社又は運送人等に当該損害を与えた場合においては、荷送人等又は荷受人は、当社に対し、当該損害の賠償の責めに任ずることとする。

（免責）

第二十六条　当社は、内乱、テロ、暴動、同盟罷業、荒天遭遇その他の不可抗力によって生じた損害については、賠償の責めに任じない。

（除斥期間）

第二十七条　貨物の滅失、損傷又は延着に対する当社の責任は、貨物の引渡がされた日（貨物の全部が滅失した場合にあっては、あらかじめ当社が引渡を予定した日をいう。）から一年以内に裁判上の請求がなされないときは消滅する。

２　前項の期間は、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が発生した後に限り、合意により、延長することができる。

３　荷送人が第三者から委託を受けた運送の一部又は全部を当社が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当社の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなす。

第五章　附帯業務等

（附帯業務）

第二十八条　当社が貨物利用運送事業に附帯して行う貨物の荷造り、保管、仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務を引き受けた場合の料金は、当社が別に定める料金表による。

（付保）

第二十九条　利用運送の申込みに際し、当社の申出により荷送人が承諾したときは、当社は、荷送人の署名又は記名捺印のうえ、荷送人の費用によって運送保険の締結を引き受ける。

（附帯業務についての責任）

第三十条　当社が貨物利用運送事業に附帯する業務を引き受けた場合における当社の責任については、第四章の規定を準用する。

第六章　雑則

（保管）

第三十一条　荷主は、荷主の都合により当社による貨物の受取前又は引渡後に、当社が指定した埠頭、オープンヤード、上屋、コンテナヤード等に貨物を保管する場合は、当社の承諾を得なければならない。

２　前項の規定による貨物の保管については、当該保管に係る契約の定めによることとする。

（便乗者）

第三十二条　当社は、使用船舶の輸送能力の範囲内において便乗者の乗船申込みに応じることとし、便乗者は、荷送人の費用において乗船することとする。

２　便乗者は、使用船舶への乗船又は自動車への乗車にあたり、当該船舶運航事業者の定める約款の規定又は当該貨物自動車運送事業者の定めに従うものとする。

（共同海損）

第三十三条　共同海損は、千九百九十四年のヨーク・アントワープ規則の規定に従って処理する。

（不法行為責任）

第三十四条　当社は、荷主が貨物に関する当社又は運送人等の不法行為による損害賠償を当社に対し請求した場合においても、この約款の規定を援用することができる。

（免責の援用）

第三十五条　当社の使用人又は運送人等は、荷主に対し、この約款における免責に関する規定を援用することができる。

（仲裁等）

第三十六条　当社及び荷主は、この約款に基づく争いについて仲裁に付する旨の合意がある場合においては、当社が指定する公益法人又は一般社団法人等に仲裁を付し、仲裁人の判断に従うこととする。

仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、当該公益法人又は当該一般社団法人等の定めるところによる。

2　前項の合意がない場合において訴訟が生じたときは、第一審の裁判権は、当社の主たる営業所を管轄する裁判所に属することとする。